制定 平成25年 4月 1日市長決裁

(設置)

第1条 南区まちづくりビジョンに基づく、区の特性を活かした魅力あるまちづくりに関する事項について協議を行い、区民との協働によるまちづくりを推進するため、南区まちづくり懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 南区の区域内に住所を有する者
 - イ 南区の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 南区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
 - (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
 - (3) 南区まちづくりビジョン 南区のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、めざす 区の姿やまちづくりの方向性を示すものをいう。

(所掌事務)

第3条 懇話会は、南区まちづくりビジョンに基づく、区の特性を活かした魅力あるまちづくり に関する事項について協議し、その結果を南区長(以下「区長」という。)に報告するものとする。

(組織等)

- 第4条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が選任し、市長が委嘱する。
 - (1) 南区の区域内の校区自治協議会において会長の職にある者
 - (2) 区民であって懇話会の委員に応募した者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、懇話会の設置目的を達成するために必要と認める者 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、1回に限り再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 懇話会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

- 第7条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。

(報酬)

- 第9条 懇話会の委員が会議に出席したときは、日額報酬として3,000円を支給する。 (庶務)
- 第10条 懇話会の庶務は、南区役所総務企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、区長が招集する。